

表紙

○これから、岸和田市立小・中学校適正規模及び適正配置実施計画（第1期）（案）の内容を説明します。

1 ページ

○まず本計画の位置付けですが、令和2年3月に策定しました「岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針」の中で、「今後、適正化対象校及び関係校が含まれる地域ごとに、適正化の方策とその手順及び実施時期等を示した実施計画を策定・公表する」と記載していますが、本計画がその実施計画に該当するものです。

2 ページ

○本市の小・中学校の現状について説明します。

○まず現在直面する課題について、大きく3点挙げられます。

○1点目、全国的な人口減少が問題となる中、本市においても児童生徒数がピーク時の約半数に減少しており、今後も減少していくと予測されます。

○2点目、学校の小規模化が進行しており、小学校ではクラス替えができない単学級の学年が増加しています。中学校では、小規模化に伴って配置できる教員の数に制限が生じており、また、設置できる部活動の数が減少するなど、教育環境や学校運営における課題が生じています。

○3点目は学校施設の老朽化です。本市では多くの学校が築40年以上を経過しており、今後の施設整備における課題となっています。

3 ページ

○こちらのグラフをご覧ください。先ほど説明したように、児童・生徒数についてはいずれもピークから右肩下がりで推移しており、児童数の減少に伴い、学級数が減少し、学校の規模が縮小していることがわかります。

4 ページ

○こちらの表は、本市の小・中学校を規模別に分類したものです。学校名の下に表記されている数字が児童生徒数です。

○表の左に行くほど規模が小さい学校、右に行くほど規模が大きい学校という見方になります。

○学校によって、学級数や児童生徒数に大きな差が生じていることがわかります。

○後ほど触れますが、破線から左側に位置する10の学校が、適正化を検討する学校となり

ます。

5 ページ

○適正化の必要性について確認しますと、情報化やグローバル化が進むこれからの社会では、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、社会性や協調性、コミュニケーション能力等を身につけることが大切です。

○そうした教育活動を十分に行うため、一定の集団規模を確保し、バランスの取れた学校配置を行うことで、より良い教育環境を整備することが必要です。

6 ページ

○基本方針の概要について説明します。

○小・中学校の適正規模の考え方については、上の表の右側に記載のとおり、小中学校ともに全学年の学級数を12～18学級としています。

○学校規模の適正化を検討する範囲は、下の表に記載のとおり、小規模校の小学校は、単学級の学年が過半数となる場合、中学校は、学校全体で8学級以下、大規模校は、小中学校ともに25学級以上としています。

7 ページ

○次に、適正化の具体的方策については、周辺の学校との距離や学習環境などを勘案しながら、①「通学区域の見直し」と②「学校の統合」の2つの方策で取組を進めていきます。その際の必要な対策として、通学路の安全確保をはじめ、通学環境や学習環境の変化への配慮を行います。

○また、保護者や地域住民の方に丁寧な説明と話し合いを行い、適正化の取組を実施していきます。

8 ページ

○次に、適正化を検討する小・中学校について説明します。

○牛滝の谷地域では、小学校で、城東小学校、山直南小学校、山滝小学校、中学校では、山滝中学校が該当します。

○葛城の谷地域では、小学校で、天神山小学校、修斉小学校、東葛城小学校、中学校では、葛城中学校が該当します。

○都市中核地域では、中央小学校、浜小学校が該当します。

○以上のように、常盤小学校、桜台中学校は適正化を検討する学校ではありません。しかしながら、適正化の取組には「通学区域の見直し」が含まれるため、その影響を受けることと

なります。具体的には、後ほどご説明します。

9 ページ

○次に、適正化に向けた基本的な考え方について説明します。

○(1)適正化の取組に当たっては、適正規模の確保だけではなく、児童生徒の通学距離・時間等の地理的条件や地域コミュニティ等を総合的に勘案して進めていくことが必要であるため、適正化の基本的な単位は既存の中学校区とします。

○(2)統合を含む適正化の場合は、一方の学校が他方の学校を吸収するという考え方ではなく、それぞれの学校が培ってきた歴史や伝統、特色ある教育活動等を継承した上で、新たな学校としてスタートします。

○(3)教育委員会、対象校、地域や保護者の代表等から構成される「(仮称) 学校開校準備委員会」を設置し、そこで新たな学校を開校するまでのスケジュール、通学の安全対策や学校の名称、校歌等、具体的な検討を行います。

○(4)義務教育9年間を通じて、系統性や連続性に配慮した「小中一貫教育」を導入します。具体的には、「岸和田市小中一貫教育基本方針」に基づき、取組を進めていきます。

10 ページ

○第1期計画の検討対象地域について説明します。

○基本方針では、「小規模化による教育環境への影響が懸念される地域から順次適正化の取組を実施」と記載しています。

○今回の第1期計画では、「牛滝の谷地域」と「葛城の谷地域」、この2地域の検討対象校及び関係校における適正化の具体的内容を示し、取組に着手します。理由として、この2つの地域は、小学校、中学校ともに検討対象の学校が所在しており、義務教育9年間を通じて小規模化による教育環境への影響が懸念されるためです。

○中央小学校、浜小学校が含まれる「都市中核地域」の適正化については、具体的な内容がとりまとまった段階で、第2期計画を策定・公表します。

11 ページ

○適正化の具体的な内容について説明します。

○こちらの校区が関係する案として、(仮称) 葛城小中一貫校の設置です。

○アの具体的内容として、同じ葛城中学校区にある4つの学校、天神山小学校、修斉小学校、東葛城小学校のうち河合町、相川町、塔原町、葛城中学校及び現在の常盤小学校区、桜台中学校区のうち門前町1～3丁目、及び現在の旭小学校区、太田小学校区、土生中学校区のうち神須屋町、土生町などを1つの通学区域とする施設一体型小中一貫校として再編します。

○学校の場所は、現在の葛城中学校とし、特色ある教育活動を展開する特認校制度を検討します。

12 ページ

○イの適正化後の状況としては、小学校と中学校の施設が一体となった運営を行うことで、9年間を通じた小中一貫教育を実践します。

○なお、現在の葛城中学校区だけで適正化した場合、適正な学校規模が確保できない状況です。

○そのため、葛城中学校に距離が近い地域及び、コミュニティの面で関係が近い地域の通学区域を見直すことで、集団規模が確保された教育環境の整備を図ります。

13 ページ

○通学区域の見直しを実施しても、中学校では、依然として9学級以下の見込みであることから、特認校制度の実施や、施設一体型小中一貫校のメリットを活かした異学年交流行事を多く取り入れることで、多様な考えに触れる機会を創出できるよう、検討していきます。

14 ページ

○ここで、今回の適正化案にお示ししている「小中一貫教育」と「特認校制度」について、説明します。

○まず小中一貫教育については、令和2年10月に「岸和田市小中一貫教育基本方針」を策定しました。

○目的は、義務教育9年間の系統性と連続性に配慮した教育活動を展開することです。期待される効果として、「確かな学力」の定着・向上や、小学校から中学校への移行期において環境変化に適応できなくなることによる諸課題「中1ギャップ」の解消などが挙げられます。推進体制としては、「(仮称) 岸和田市小中一貫教育推進会議」でカリキュラム等の具体的内容について議論しながら進めていきます。

15 ページ

○続いて特認校制度について、「特認校」とは、住んでいる校区に関わらず、市内全域から通うことができる学校のことです。本市では現在、東葛城小学校を特認校に指定しています。

○特認校の特徴としては、それぞれの地域特性を活かし、特色ある教育を実施できることが挙げられます。例としては、自然を活かした体験学習や、英語・体育・ICTといった、分野に特化した教育、また地域住民や近隣大学といった、学校外の人々とのコラボレーション、少人数での教育の実施といった取組があります。

○また、様々な地域から集まった児童生徒がともに学ぶことは、多様な考えに触れる機会の創出になるため、今回の適正化案においても、一定の集団規模が確保できないことへの対応として特認校制度の実施を検討します。

16 ページ

○こちらは先ほど申し上げた、現在の葛城中学校校区だけで適正化した場合の児童生徒数の推計です。

○小学校部、中学校部いずれの学級数見込みを見ても、適正な学校規模が引き続き確保できない状況です。

17 ページ

○こちらは、今回の案でお示しする、門前町、土生町、神須屋町などの通学区域の見直しを含めて適正化した場合の児童生徒数の推計です。

○左の小学校部の表では、下から2段目の児童見込数をみると、約500人の規模で、その下の学級見込み数は概ね16学級で推移することが見込まれます。

○右の中学校部では、下から2段目の生徒見込数で250人～300人、その下の学級見込み数は9学級程度となり、一定の集団規模が確保される見込みとなります。

18 ページ

○通学区域見直しの影響を受ける学校の児童生徒数推計をお示します。

○まず常盤小学校では、こちらの上の表にあるように、現在の推計では基本方針で示す「適正な学校規模」を上回る20～21学級で推移しますが、通学区域の見直しの実施により、下の表にあるように14～15学級の「適正な学校規模」で推移することとなります。

19 ページ

○桜台中学校でも、こちらの表にあるように、通学区域の見直しの実施により、適正な学校規模で推移します。

20 ページ

○こちらは、適正化後の（仮称）葛城小中一貫校の通学区域です。

21 ページ

○こちらは、新たに（仮称）葛城小中一貫校の通学区域となる地域を拡大したものです。

22 ページ

○それではここで、門前町の通学区域を変更することについて、より詳しく説明させていただきます。

○資料左上の地図をご覧ください。黒線が現在の葛城中学校区、赤線が、今回お示ししている（仮称）葛城小中一貫校の通学区域案、そして青線で囲んでいる部分が、通学区域変更対象となる門前町です。

○現在、門前町の児童生徒は常盤小学校及び桜台中学校へ通学していますが、資料右側に記載のとおり、距離で言うと、現在の葛城中学校の方が近い状況であり、門前町のほとんどの児童生徒が、通学距離が半分以上に短縮されることになります。

○児童生徒の通学距離・通学時間が短縮することは、「より良い教育環境の整備」につながるものと考えております。

○また、適正化を実施することにより、常盤小学校と桜台中学校の学校規模が適正となるほか、（仮称）葛城小中一貫校においても一定の集団規模が確保でき、3校それぞれがバランスの取れた学校規模となります。

○なお、通学区域については、新たな学校が開校する時期に合わせて一斉に見直しを行うことが、一定の集団規模確保の観点からは望ましいと考えていますが、例えば5年生の児童があと1年今までの学校に通って、同じ友達と卒業したいといったご意見もあるかと思います。

○その点について、在学中の児童生徒については、新たな学校が開校しても、転校せず従来校を選択できることを検討します。具体的な取扱いについては、今後準備委員会等で議論し、その意見を踏まえて決定します。

23 ページ

○なお、通学区域の見直しを受ける地域ごとの世帯数や、令和2年度時点での児童生徒数はご覧のとおりです。

○現在、門前町の一部で調整区域を設けているエリアもありますが、今回の案は門前町1～3丁目を全体でとらえ、（仮称）葛城小中一貫校への通学区域とするものです。門前町全体で、合計して約560世帯が通学区域見直しの対象となります。

24 ページ

○こちらは、（仮称）葛城小中一貫校を設置する、現在の葛城中学校の航空写真です。ご覧のとおり、老朽化する校舎を建替え及び改修することで、小中一貫校として必要な教室数の確保を図ります。新校舎のレイアウト等の詳細については、今後、準備委員会での協議等を踏まえ、児童・生徒が快適で、安心・安全に過ごすことができる環境整備を行います。

25 ページ

○第1期計画で示す、こちらの校区以外における適正化の具体的内容を説明します。

○まず（仮称）山直小学校の設置として、同じ山直中学校区にある3つの学校を1つの通学区域とする小学校として再編します。学校の場所は現在の山直北小学校とします。

○隣接する山直中学校と一体となった小中一貫教育の取組を実践します。

26 ページ

○次に、（仮称）山滝小中一貫校の設置です。同じ山滝中学校区にある4つの学校を1つの通学区域とする施設一体型小中一貫校として再編します。学校の場所は現在の山滝中学校とします。

○（仮称）葛城小中一貫校同様、特色ある教育活動を展開する特認校制度を検討するほか、市立認定こども園を同じ山滝中学校地に設置し、幼児教育を含めた一貫教育を実践します。

○両校における適正化の具体的内容や適正化後の状況につきましては、実施計画（案）本編の6ページから10ページにかけて記載しております。

27 ページ

○次に、適正化に際しての必要な対応について、順に説明します。

○(1)通学環境への配慮として、適正化により通学環境が変化する場合は、「（仮称）学校開校準備委員会」において安全上の検証を十分に行い、必要な対応を行います。また適正化に伴い、徒歩や自転車による通学が困難となる場合は、スクールバス等を導入します。

○(2) 児童生徒が新たな学習環境のもとで学校生活を円滑に送ることができるよう、児童生徒同士の事前交流などを行います。

○また、適正化後の学校については、小・中両方の資格を持つ教員を積極的に配置し、教職員の数が十分に確保されない場合は、市独自の教員加配を検討します。部活動についても十分な数が確保されない場合は、合同チームの結成など、必要な対応を行います。

○(3) 児童生徒がより良い教育環境のもとで、安心・安全に学校生活を送れるよう、老朽化した校舎の建替や改修工事を行います。

○(4) これまで児童生徒の豊かな心を育むために実践してきた、特色ある教育活動を、引き続き積極的に取り入れます。

○(5) 支援を必要とする児童生徒への対応として、きめ細やかな指導及び必要な支援のために介助員・支援員を配置するとともに、切れ目のない一貫した支援を行います。

○(6) 学校は、教育施設としてだけではなく、防災や地域コミュニティの拠点としての役割を果たしてきたことから、適正化により使用しなくなる学校施設は、地域の方々の意見も踏まえ、幅広い視点から有効に利活用される方策を検討します。

28 ページ

○適正化までのスケジュールについては、開校に向けた準備・検討に要する期間、校舎の建替及び改修工事期間などを踏まえ、準備委員会の設置後、5年程度を目安とします。

○また、通学区域が分かれる山直南小学校区と東葛城小学校区の児童の教育環境への影響に配慮し、3校いずれも開校目標時期は同一を原則とします。

29 ページ

○こちらはこれまで申し上げた内容を表に示したイメージ図です。

○今後各校区において、地域への説明を行い、協議を重ねたうえで、今回お示ししている実施計画（案）の成案化を図っていきます。

○その後、（仮称）学校開校準備委員会を設置し、開校に向けた具体的な協議を開始します。

○開校までは5年程度を目安としますが、現段階では本計画（案）の成案化の時期や、準備委員会の設置時期が未確定のため、n年度という表記をしています。

最終ページ

○以上が、今回策定しました岸和田市立小・中学校適正規模及び適正配置実施計画（第1期）（案）の内容となります。

○内容についてのご質問及びご意見は、市ホームページ 学校適正配置推進課のお問い合わせフォームや、メールアドレス、FAXからお寄せください。ありがとうございました。